

(多床室) 特別養護老人ホームふれあいホーム利用料金【令和6年8月から】

◆要介護1

利用者負担段階	居住費 1日あたり	食費 1日あたり	※1割負担							利用料金 (※目安) 30日あたり
			施設サービス費 1日あたり	日常生活継続支援加算 I 1日あたり	看護体制加算 (I)口 1日あたり	看護体制加算 (II)口 1日あたり	夜勤職員配置加算 (I)口 1日あたり	協力医療機関連携加算 (1) ひと月あたり	科学的介護推進体制加算 (II) ひと月あたり	
第1段階	0	300	589	36	4	8	13	100	50	31,401
第2段階	430	390								47,001
第3段階①	430	650								54,801
第3段階②	430	1,360								76,101
第4段階	1,070	1,750								107,001

◆要介護2

第1段階	0	300	659	36	4	8	13	100	50	33,795
第2段階	430	390								49,395
第3段階①	430	650								57,195
第3段階②	430	1,360								78,495
第4段階	1,070	1,750								109,395

◆要介護3

第1段階	0	300	732	36	4	8	13	100	50	36,292
第2段階	430	390								51,892
第3段階①	430	650								59,692
第3段階②	430	1,360								80,992
第4段階	1,070	1,750								111,892

◆要介護4

第1段階	0	300	802	36	4	8	13	100	50	38,686
第2段階	430	390								54,286
第3段階①	430	650								62,086
第3段階②	430	1,360								83,386
第4段階	1,070	1,750								114,286

◆要介護5

第1段階	0	300	871	36	4	8	13	100	50	41,045
第2段階	430	390								56,645
第3段階①	430	650								64,445
第3段階②	430	1,360								85,745
第4段階	1,070	1,750								116,645

※上記金額には介護職員処遇改善加算(I)として、所定単位の14.0%に相当する単位数が含まれています。

『特定入所者介護サービス費』の給付対象となる方は、具体的には次のとおりです。

第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円超120万円以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万起
追加要件①	世帯分離している場合も含めて配偶者が市町村民税非課税。
追加要件②	以下の預貯金等を保有していない。 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円 第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円 第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
第4段階	上記以外の方

『高額介護サービス費』自己負担額の合計が下記の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。ただし、食費・居住費、雑費は対象外です。

対象となる方	上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収1,160万円)未満	93,000円(世帯)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(個人)

(従来型個室) 特別養護老人ホームふれあいホーム利用料金【令和6年8月から】

◆要介護1

利用者負担段階	居住費 1日あたり	食費 1日あたり	※1割負担							利用料金 (※目安) 30日あたり
			施設サービス費 1日あたり	日常生活継続支援加算 I 1日あたり	看護体制加算 (I)ロ 1日あたり	看護体制加算 (II)ロ 1日あたり	夜勤職員配置加算 (I)ロ 1日あたり	協力医療機関連携加算 (1) ひと月あたり	科学的介護推進体制加算 (II) ひと月あたり	
第1段階	380	300	589	36	4	8	13	100	50	42,801
第2段階	480	390								48,501
第3段階①	880	650								68,301
第3段階②	880	1,360								89,601
第4段階	1,250	1,750								112,401

◆要介護2

第1段階	380	300	659	36	4	8	13	100	50	45,195
第2段階	480	390								50,895
第3段階①	880	650								70,695
第3段階②	880	1,360								91,995
第4段階	1,250	1,750								114,795

◆要介護3

第1段階	380	300	732	36	4	8	13	100	50	47,692
第2段階	480	390								53,392
第3段階①	880	650								73,192
第3段階②	880	1,360								94,492
第4段階	1,250	1,750								117,292

◆要介護4

第1段階	380	300	802	36	4	8	13	100	50	50,086
第2段階	480	390								55,786
第3段階①	880	650								75,586
第3段階②	880	1,360								96,886
第4段階	1,250	1,750								119,686

◆要介護5

第1段階	380	300	871	36	4	8	13	100	50	52,445
第2段階	480	390								58,145
第3段階①	880	650								77,945
第3段階②	880	1,360								99,245
第4段階	1,250	1,750								122,045

※上記金額には介護職員処遇改善加算(I)として、所定単位の14.0%に相当する単位数が含まれています。

『特定入所者介護サービス費』の給付対象となる方は、具体的には次のとおりです。

第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円超120万円以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万起
追加要件①	世帯分離している場合も含めて配偶者が市町村民税非課税。
追加要件②	以下の預貯金等を保有していない。 第2段階 単身650万円 夫婦1,650万円 第3段階① 単身550万円 夫婦1,550万円 第3段階② 単身500万円 夫婦1,500万円
第4段階	上記以外の方

『高額介護サービス費』自己負担額の合計が下記の上限額を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。ただし、食費・居住費、雑費は対象外です。

対象となる方	上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収1,160万円)未満	93,000円(世帯)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方	15,000円(個人)